

## 問 1

馬場さんは個人で生花店を営んでいますが、店舗が老朽化したため取り壊し、跡地に賃貸用ビルを建設するとともに生花店は近隣の物件を賃借して継続しています。青色申告者である馬場さんの税務上の取扱いに関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## &lt;所得税の速算表&gt;

| 課税される所得金額      |                | 税率  | 控除額        |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から      | 1,949,000円 まで  | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から  | 3,299,000円 まで  | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から  | 6,949,000円 まで  | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から  | 8,999,000円 まで  | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から  | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 |                | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題 1)

(設問A) 馬場さんは、2017年中に生花店として使用していた木造店舗を取り壊した。この事業用建物の取壊しに係る費用等は以下のとおりである。このうち、馬場さんの2017年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費に算入できる金額として、正しいものはどれか。なお、2017年分の事業所得の金額が最も少なくなるように計算するものとする。

## &lt;事業用建物の取壊しに係る費用等&gt;

- ・ 建物の取得価額 2,100万円
- ・ 取壊しの日までの建物の減価償却累計額 1,850万円
- ・ 取壊しに係る費用 80万円
- ・ 廃材の処分可能価額 5万円

※上記の建物の取壊しに係る費用等を必要経費に算入する前の2017年分の事業所得（青色申告特別控除前）は400万円である。

1. 80万円
2. 250万円
3. 325万円
4. 330万円

## (問題2)

(設問B) 馬場さんは、生花店を取り壊した跡地に賃貸用ビルを建設して2018年9月より事業の用に供している。このビルの建設に係る費用等が以下のとおりであった場合、2018年分の所得税の計算上、不動産所得に係る建物の取得価額として、正しいものはどれか。なお、以下の項目のうち、必要経費に算入することができるものは必要経費として計算を行うものとする。

## &lt;ビルの建設に係る費用等&gt;

|           |          |
|-----------|----------|
| ・ ビルの設計料  | 230万円    |
| ・ ビルの建設費用 | 22,000万円 |
| ・ 不動産取得税  | 550万円    |
| ・ 保存登記費用  | 350万円    |

1. 23,130万円
2. 22,780万円
3. 22,550万円
4. 22,230万円

## (問題3)

(設問C) 馬場さんが2018年の課税期間における消費税について還付申告により還付を受けようとする場合、次の記述のうち、「消費税課税事業者選択届出書」の提出期限として、最も適切なものはどれか。なお、馬場さんは、過去に消費税の還付を受けたことはなく、消費税に関する届出を行ったこともない。また、消費税課税期間特例選択届出書は提出しないものとし、2016年および2017年の課税売上高、2017年の給与支払額の合計は、いずれも1,000万円以下である。

1. 2017年中に提出する。
2. 2018年の賃貸用ビルの引渡しの日までに提出する。
3. 新たに不動産事業を開始する2018年中に提出する。
4. 2018年の課税期間に係る消費税確定申告書の提出期限までに提出する。

## (問題4)

(設問D) 馬場さんがビル賃貸業を開始した2018年分の損益の状況が以下のとおりである場合、馬場さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、所得控除の合計額は100万円である。

<馬場さんの2018年分の損益の状況>

| 所得の区分 | 内容                              |       | 金額    |
|-------|---------------------------------|-------|-------|
| 事業所得  | 生花店の事業                          | 売上高   | 750万円 |
|       |                                 | 必要経費  | 450万円 |
| 不動産所得 | ビルの不動産賃貸業                       | 総収入金額 | 580万円 |
|       |                                 | 必要経費  | 600万円 |
| 譲渡所得  | 生花店の事業用車両の売却<br>(所有期間は5年を超えている) | 総収入金額 | 25万円  |
|       |                                 | 取得費   | 15万円  |
|       |                                 | 譲渡費用  | 2万円   |

- ・ 青色事業専従者はいない。
- ・ 65万円の青色申告特別控除額の適用を受ける要件を満たしている。
- ・ 不動産所得の必要経費の中に土地の取得に要した負債の利子はない。
- ・ 馬場さんには、このほかに収入や必要経費などに該当するものはない。

1. 57,500円
2. 61,500円
3. 71,500円
4. 117,500円

## (問題5)

(設問E) 馬場さんのビル賃貸業は2019年中には順調に推移し、その損益等は以下のとおりになると予想される。この場合における馬場さんの2019年分の青色申告特別控除後の不動産所得の金額として、正しいものはどれか。なお、経過勘定項目は生じていないものとする。

## ○2019年中の収入

| 項目   | 金額      |
|------|---------|
| 賃料収入 | 1,650万円 |

## ○2019年中の費用等

| 項目                        | 金額    |       |
|---------------------------|-------|-------|
| 租税公課                      | 220万円 |       |
| 賃貸用ビルの火災保険料               | 30万円  |       |
| 銀行からの借入金の返済額              | 元本    | 500万円 |
|                           | 利息    | 210万円 |
| 減価償却費（賃貸用ビルと下記ゴミ置き場に係るもの） | 410万円 |       |
| 賃貸管理会社に支払った管理手数料          | 140万円 |       |
| 青色申告特別控除額                 | 65万円  |       |

- ・ 65万円の青色申告特別控除額の適用要件はすべて満たしている。
- ・ 上記のほかに不動産所得の必要経費となるものはない。

## ○2019年中に建築した設備に関する支出

| 項目             | 金額   |
|----------------|------|
| ビルの1階にゴミ置き場を設置 | 80万円 |

- ・ ゴミ置き場は建物附属設備に該当する。
- ・ このゴミ置き場の減価償却費は8万円である。

1. 75万円
2. 495万円
3. 567万円
4. 575万円

## (問題6)

(設問F) 馬場さんの2019年におけるビル賃貸業の予想収支等が(問題5)のとおりである場合、2019年分のビル賃貸業に係る税引後のキャッシュフローの金額として、正しいものはどれか。なお、不動産所得に対応する所得税および住民税の金額は、120万円として計算し、2019年の支出に含めて計算するものとする。

1. 285万円
2. 350万円
3. 430万円
4. 455万円



## 問2

給与所得者に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、その年において納税者にとって最も有利な方法を選択するものとします。

## &lt;所得税の速算表&gt;

| 課税される所得金額      |                | 税率  | 控除額        |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から      | 1,949,000円 まで  | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から  | 3,299,000円 まで  | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から  | 6,949,000円 まで  | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から  | 8,999,000円 まで  | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から  | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 |                | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;住民税の速算表&gt;

| 課税所得金額 | 道府県民税 | 市町村民税 |
|--------|-------|-------|
|        | 税率    | 税率    |
| 一律     | 4%    | 6%    |

## (問題7)

(設問A) 榎並さんはMA株式会社の代表取締役社長である。2018年中に榎並さんがMA社から受け取った給与等の金額が以下のとおりである場合、榎並さんの2018年分の所得税の計算上、給与所得の収入金額として、正しいものはどれか。

| 項目        | 金額         | 備考   |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
|-----------|------------|--|-------|--------|------|------|--------|--------|-----|------------|-----------|---------|-----------|------|
| 役員報酬      | 840万円      | 毎月70万円が支給されている。  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 役員賞与      | 100万円      | 12月に支給されている。   |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 通勤手当      | 216万円      | 新幹線通勤の定期代として毎月18万円支給されており、非課税限度額15万円を超えている。支給金額は最も経済的かつ合理的な経路および方法で通勤した場合の金額であり、通常必要と認められるものである。   |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 渡切交際費     | 120万円      | 営業用交際費として毎月10万円支給されている。精算報告は行われず、法人の業務に使用したことが明らかではない。   |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 保険料       | 12万円       | 役員のみを対象とした下記の養老保険の年間の保険料である。 <table border="1" data-bbox="628 837 1289 1088"> <tbody> <tr> <td>保険契約者</td> <td>MA株式会社</td> </tr> <tr> <td>被保険者</td> <td>榎並さん</td> </tr> <tr> <td>保険料負担者</td> <td>MA株式会社</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td>月額1万円(月払い)</td> </tr> <tr> <td>死亡保険金の受取人</td> <td>榎並さんの遺族</td> </tr> <tr> <td>満期保険金の受取人</td> <td>榎並さん</td> </tr> </tbody> </table> | 保険契約者 | MA株式会社 | 被保険者 | 榎並さん | 保険料負担者 | MA株式会社 | 保険料 | 月額1万円(月払い) | 死亡保険金の受取人 | 榎並さんの遺族 | 満期保険金の受取人 | 榎並さん |
| 保険契約者     | MA株式会社     |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 被保険者      | 榎並さん       |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 保険料負担者    | MA株式会社     |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 保険料       | 月額1万円(月払い) |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 死亡保険金の受取人 | 榎並さんの遺族    |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |
| 満期保険金の受取人 | 榎並さん       |  |       |        |      |      |        |        |     |            |           |         |           |      |

1. 988万円
2. 1,072万円
3. 1,096万円
4. 1,108万円



## (問題8)

(設問B) 大下さんは、退職に備えて8年前に一時払養老保険を契約して自ら保険料を支払っており、その保険が2年後の2020年に満期となる。仮に大下さんの2020年分の給与所得等の状況が以下のとおりである場合、大下さんが満期保険金を受け取ることにより増加する手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、住民税の計算において、均等割および調整控除については考慮しないものとする。

|            |                             |
|------------|-----------------------------|
| ・ 給与所得の金額  | 500万円                       |
| ・ 所得控除額    | 180万円(所得税および住民税とも同額として計算する) |
| ・ 満期保険金の額  | 600万円(一時金で受け取るものとする)        |
| ・ 既払込保険料の額 | 480万円                       |

1. 5,362,500円
2. 5,365,000円
3. 5,800,000円
4. 5,905,000円



## 問3

落合さんは、長年勤務してきた会社を51歳で退職し、その後、2018年7月より映像編集者として個人事業を始めました。落合さんが個人で起業する場合等の税務上の取扱いに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## &lt;所得税の速算表&gt;

| 課税される所得金額      |                | 税率  | 控除額        |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から      | 1,949,000円 まで  | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から  | 3,299,000円 まで  | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から  | 6,949,000円 まで  | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から  | 8,999,000円 まで  | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から  | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 |                | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;住民税の速算表&gt;

| 課税所得金額 | 道府県民税 | 市町村民税 |
|--------|-------|-------|
|        | 税率    | 税率    |
| 一律     | 4%    | 6%    |

## (問題9)

(設問A) 落合さんは、2018年3月に勤務先を退職し、同月に以下のとおり退職一時金を受け取った。退職一時金の税引後の手取り金額(所得税および住民税を控除した後の金額)として、正しいものはどれか。なお、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

| 支払者    | 退職を基とする<br>一時金の支給額 | 勤続年数等   |
|--------|--------------------|---|
| 勤務先の会社 | 1,600万円            | ・退職時の勤続年数は27年4ヵ月である。ただし、就業時間外のケガによる休職期間が2年5ヵ月含まれている。    |
| 厚生年金基金 | 200万円              | ・受取方法は一時金を選択している。<br>・加入期間は25年3ヵ月であり、上記勤務先の勤続年数の期間内である。 |

- ・ 障害者になったことを基とする退職ではない。
- ・ 落合さんは「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 過去に退職金の支給を受けたことはなく、特定役員退職手当等に該当するものは含まれていない。

1. 17,447,500円
2. 17,517,500円
3. 17,587,500円
4. 17,657,500円

## (問題10)

(設問B) 落合さんは、開業資金を捻出するために以下の資産を2018年中に譲渡した。落合さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

| 資産名    | 取得年月    | 取得費   | 譲渡価額  | 譲渡費用 |
|--------|---------|-------|-------|------|
| 金地金    | 2005年1月 | 60万円  | 190万円 | 1万円  |
| ゴルフ会員権 | 2010年3月 | 400万円 | 330万円 | 7万円  |
| 骨董品    | 2015年6月 | 150万円 | 200万円 | 2万円  |

・ いずれの資産についても営利を目的とした継続的な売買は行っていない。

1. 250,000円
2. 260,000円
3. 500,000円
4. 635,000円

## (問題11)

(設問C) 落合さんは、事業を行うに当たり、妻が所有するマンションの一室をオフィスとして賃借し、毎月、使用料を支払っている。また、妻の父から運転資金300万円を借り入れ、毎月、元金と利息を支払っている。以下の資料のうち、落合さんの2018年分の所得税における事業所得の金額の計算上、必要経費となる金額として、正しいものはどれか。

| 項目           |                | 金額   |
|--------------|----------------|------|
| マンション一室に係る費用 | 妻に支払った賃借料      | 36万円 |
|              | 妻が納めた固定資産税     | 8万円  |
|              | 減価償却費          | 20万円 |
|              | 落合さんが支払った火災保険料 | 2万円  |
| 借入金に係る支出     | 妻の父に支払った借入金の元金 | 60万円 |
|              | 妻の父に支払った借入金の利息 | 5万円  |

- ・ 妻は、落合さんと生計を一にしている。
- ・ 妻の父は、落合さんとは生計が別である。
- ・ 上記の金額は、2018年分の事業期間に対応するものである。

1. 27万円
2. 30万円
3. 35万円
4. 71万円



問4

リタイア後に生じる所得等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<公的年金等控除額の速算表>

| 納税者区分   | 公的年金等の収入金額      | 公的年金等控除額         |
|---------|-----------------|------------------|
| 65歳未満の者 | 130万円未満         | 70万円             |
|         | 130万円以上 410万円未満 | 収入金額×25%+ 37.5万円 |
|         | 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×15%+ 78.5万円 |
|         | 770万円以上         | 収入金額× 5%+155.5万円 |
| 65歳以上の者 | 330万円未満         | 120万円            |
|         | 330万円以上 410万円未満 | 収入金額×25%+ 37.5万円 |
|         | 410万円以上 770万円未満 | 収入金額×15%+ 78.5万円 |
|         | 770万円以上         | 収入金額× 5%+155.5万円 |

<所得税の速算表>

| 課税される所得金額                     | 税率  | 控除額        |
|-------------------------------|-----|------------|
| 1,000円 から 1,949,000円 まで       | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から 3,299,000円 まで   | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から 6,949,000円 まで   | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から 8,999,000円 まで   | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から 17,999,000円 まで  | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上                | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## (問題 1 2)

(設問A) 川久保さんは、老後のことを考えて貯蓄性のある生命保険に加入している。川久保さんが67歳になる2018年中に受け取る保険金等が以下のとおりである場合、川久保さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。なお、川久保さんの2018年中の所得は以下の保険金等の受取りのみである。

## ○TQ生命保険からの受取額

- ・ 養老保険の満期保険金 3,000,000円 (保険期間20年)  
(上記の収入を得るために支出した金額 1,300,000円)
- ・ 個人年金保険の受取年金 (年額) 400,000円  
(上記の受取額に対する必要経費 180,000円)

※保険料はすべて川久保さんが負担している。

○公的年金 (老齢基礎年金と老齢厚生年金) の収入金額 1,820,000円

1. 144万円
2. 169万円
3. 204万円
4. 254万円

## (問題 1 3)

(設問B) 井川さん (66歳) は、老人ホームの入居一時金を準備するために絵画の売却を検討している。井川さんの2018年における収入等が以下のとおりである場合、井川さんの2018年分の所得税額として、正しいものはどれか。なお、譲渡予定の絵画は22年前に父から相続 (単純承認) で取得したものであり、取得年月日は不明である。

## ○収入等

- ・ 個人年金保険の受取年金 (年額) 260,000円  
(上記の受取額に対する必要経費 200,000円)
- ・ 遺族厚生年金の額 520,000円
- ・ 老齢厚生年金の額 760,000円
- ・ 絵画の譲渡価額 4,000,000円  
(絵画の取得費 200,000円、譲渡費用 300,000円)

○所得控除額 600,000円

1. 48,000円
2. 52,000円
3. 60,500円
4. 160,500円



## 問5

所得税の一時所得に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題14)

(設問A) 五十嵐さんが契約している以下の保険を、2018年中にすべて解約して一括で解約返戻金を受け取った場合、五十嵐さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額に算入すべき金額として、正しいものはどれか。

| 項目       | R J 個人年金保険<br>(確定年金) | R K 終身保険 |
|----------|----------------------|----------|
| 契約年月     | 2001年9月              | 2015年11月 |
| 保険契約者    | 五十嵐さん                | 五十嵐さん    |
| 被保険者     | 五十嵐さん                | 五十嵐さんの母  |
| 支払保険料の総額 | 300万円                | 200万円    |
| 解約返戻金の額  | 430万円                | 180万円    |
| 保険料払込方法  | 月払い                  | 一時払い     |

- ・ 支払保険料の総額は、収入を得るために支出した金額とされる保険料の合計額である。
- ・ 保険料は五十嵐さんが全額負担している。

1. 60万円
2. 55万円
3. 40万円
4. 30万円

## 問6

利子や為替差損益に対する所得税の取扱いに関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題15)

(設問A) 非永住者以外の居住者である会社員の木内さんは、以前に銀行の国内支店で預け入れたRA定期預金とRB定期預金の2種類の通貨の外貨建て預金(為替予約なし)がいずれも満期となり、預金利息と為替差損益が生じた。木内さんの2018年中の収入等が以下のとおりであった場合、木内さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

<2018年中の収入等の状況>

- ・ 外貨預金の預金利息および為替差損益

|        |           |      |      |      |
|--------|-----------|------|------|------|
| RA定期預金 | 預金利息(税引前) | 10万円 | 為替差損 | 45万円 |
|--------|-----------|------|------|------|

|        |           |     |      |      |
|--------|-----------|-----|------|------|
| RB定期預金 | 預金利息(税引前) | 7万円 | 為替差益 | 20万円 |
|--------|-----------|-----|------|------|

- ・ 勤務先からの給与所得 600万円
- ・ 趣味の雑誌への寄稿による収入 90万円

事業的規模ではなく、必要経費としての適正額は10万円である。

※上記以外の収入はない。

※定期預金の受取利息はいずれも国内において源泉徴収されるものであり、かつ、外国所得税額が課されるものではない。

1. 655万円
2. 672万円
3. 680万円
4. 700万円

## 問7

居住用不動産の譲渡に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題16)

(設問A) 別所さんは、住んでいたマンションを2018年5月に譲渡した。別所さんの譲渡に関する資料が以下のとおりである場合、この譲渡による手取り金額（譲渡価額から譲渡費用、所得税および住民税を控除した金額）として、正しいものはどれか。なお、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「長期（10年超）所有の居住用財産を譲渡した場合の軽減税率」の適用要件は満たしており、これらの適用を受けるものとする。また、所得控除を考慮せずに所得税および住民税の金額を計算し、住民税の均等割および調整控除については考慮しないものとする。

|    | 取得年月    | 譲渡年月    | 譲渡価額    | 取得費     | 譲渡費用  |
|----|---------|---------|---------|---------|-------|
| 土地 | 1987年2月 | 2018年5月 | 5,200万円 | 1,400万円 | 154万円 |
| 建物 |         |         | 1,600万円 | 1,200万円 | 46万円  |

1. 6,040万円
2. 6,400万円
3. 6,460万円
4. 6,660万円

## (問題 17)

(設問B) 会社員の山根さんは、会社近くの賃貸マンションに転居するために、12年前に購入した自宅を2018年9月に譲渡した。山根さんの自宅の譲渡等に関する資料が以下のとおりである場合、2019年分の所得税の計算上、「特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除」の対象となる金額として、正しいものはどれか。なお、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算および繰越控除」の特例を受けるための適用要件はすべて満たしているものとする。

＜譲渡に関する資料＞

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| ・ 譲渡価額                | 2,100万円 |
| ・ 取得費                 | 3,200万円 |
| ・ 譲渡費用                | 60万円    |
| ・ 譲渡契約日の前日における住宅ローン残高 | 3,000万円 |

＜所得に関する資料＞

|                  |       |
|------------------|-------|
| ・ 2018年分の給与所得の金額 | 500万円 |
| ・ 2018年分の所得控除額   | 170万円 |

※その他記載のない事項については考慮しないものとする。

1. 400万円
2. 570万円
3. 660万円
4. 830万円

## 問8

株式等の譲渡、配当等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題18)

(設問A) 布施さんの2018年中の株式の譲渡等の内容は以下のとおりである。布施さんの2018年分の所得税の確定申告における譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、所得税の確定申告不要を選択できるものについては、すべて申告不要を選択するものとする。また、布施さんはこれまでに下記の表以外の株式等の取引を行っていないものとする。

| 銘柄   | 区分 | 取得日             | 譲渡日             | 譲渡価額  | 左記に対応する取得費等 | 備考   |
|------|----|-----------------|-----------------|-------|-------------|------|
| GQ株式 | 上場 | 2016年<br>11月16日 | 2018年<br>10月10日 | 180万円 | 220万円       | (注1) |
| GR株式 | 上場 | 2017年<br>1月13日  | 2018年<br>2月9日   | 370万円 | 300万円       | (注2) |
| GT株式 | 上場 | 2014年<br>7月8日   | 2018年<br>9月7日   | 250万円 | 190万円       | (注3) |

(注1) 布施さんは、従前からGX証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座以外に該当する）を開設しており、GQ株式の取引を行っている。なお、本年中にGX証券会社で行われた取引はGQ株式の譲渡のみである。

(注2) 布施さんは、従前からGY証券会社に特定口座（源泉徴収選択口座に該当する）を開設しており、GR株式の取引を行っている。なお、本年中にGY証券会社で行われた取引はGR株式の譲渡のみである。

(注3) 布施さんは、従前からGZ証券会社に一般口座（少額投資非課税制度には該当しない）を開設しており、GT株式の取引を行っている。なお、本年中にGZ証券会社で行われた取引はGT株式の譲渡のみである。

1. 20万円
2. 30万円
3. 60万円
4. 90万円

## (問題 19)

(設問B) 佐野さんの2018年中に支払いを受けた配当等が以下のとおりである場合、佐野さんの2018年分の所得税の確定申告における配当所得の金額として、正しいものはどれか。なお、所得税の確定申告不要を選択できるものについては、すべて申告不要を選択するものとする。

| 銘柄等            | 配当等の金額<br>(税引前) | 左記の<br>計算期間 | 備考   |
|----------------|-----------------|-------------|--|
| 株式会社KZ         | 120,000円        | 12ヵ月        | ・ 上場株式   |
| 株式会社KY         | 100,000円        | 12ヵ月        | ・ 非上場株式  |
| 株式会社KX         | 45,000円         | 6ヵ月         | ・ 非上場株式<br>・ 年2回、2018年6月と2018年12月に受け取っている。                                 |
|                | 70,000円         | 6ヵ月         |  |
| 公募国内株式<br>投資信託 | 132,000円        | 12ヵ月        | ・ 公募株式投資信託の受益権である。<br>・ 2017年中に信託を開始し、信託期間は無期限である。<br>・ 収益分配金はすべて普通分配金である。 |

- ・ 株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 配当等の金額から控除する負債の利子はない。
- ・ 佐野さんは特定口座と少額投資非課税制度の口座（NISA口座）は有しておらず、2018年中に株式等の売買は行っていない。
- ・ 2018年中において適用される上場株式等の譲渡損失の繰越控除の金額はない。

1. 70,000円
2. 170,000円
3. 202,000円
4. 302,000円

## (問題20)

(設問C) 室井さんの2014年から2018年までの上場株式に係る譲渡所得の金額および配当所得の金額は以下のとおりである。上場株式の配当所得について申告分離課税方式により確定申告をした場合、室井さんの2018年分の所得税の計算上、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の規定により、上場株式に係る譲渡所得の金額から控除される損失の金額として、正しいものはどれか。

| 年分     | 譲渡所得の金額 |                                     | 配当所得の金額 |
|--------|---------|-------------------------------------|---------|
|        | 銘柄      | 譲渡所得の内訳                             |         |
| 2014年分 | 株式会社KO  | 収入金額 134万円<br>取得費 158万円<br>譲渡費用 1万円 | 5万円     |
| 2015年分 | 株式会社KP  | 収入金額 317万円<br>取得費 352万円<br>譲渡費用 3万円 | 6万円     |
| 2016年分 | 譲渡所得 0円 |                                     | 4万円     |
| 2017年分 | 株式会社KP  | 収入金額 440万円<br>取得費 417万円<br>譲渡費用 4万円 | 2万円     |
| 2018年分 | 株式会社KQ  | 収入金額 253万円<br>取得費 218万円<br>譲渡費用 2万円 | 8万円     |

- ・ 室井さんは、2014年分の所得税の確定申告以降、継続して上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受けており、2013年以前には株式等の取引を行っていないものとする。
- ・ 上場株式はいずれも内国法人のものであり、持ち株割合はいずれも3%未満である。
- ・ 少額投資非課税制度による譲渡所得、配当所得は含まれていない。
- ・ 上記の表の金額は、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除の適用を受ける前の金額である。
- ・ 上記の取引はすべて証券会社を経由して行っている。

1. 44万円
2. 30万円
3. 27万円
4. 11万円

## (問題 2 1)

(設問D) 給与所得者の北村さんは、2018年中に下記の配当の支払いを受けた。配当所得についてすべて総合課税による確定申告を選択した場合、北村さんの2018年分の所得税に係る配当控除の金額として、正しいものはどれか。

○2018年中に支払いを受けた配当

| 銘柄     | 配当等の金額<br>(税引前) | 左記の<br>計算期間 | 備考  |
|--------|-----------------|-------------|---|
| 株式会社KG | 200,000円        | 12ヵ月        | ・ 内国法人の上場株式から生じた剰余金の配当である。  |
| 株式会社KI | 300,000円        | 6ヵ月         | ・ 内国法人の非上場株式から生じた剰余金の配当で、少額配当に該当するものはない。<br>・ 年2回、2018年6月と2018年12月に受け取っている。 |
|        | 400,000円        | 6ヵ月         |   |

○給与所得 12,400,000円

○所得控除額 2,500,000円

1. 45,000円
2. 50,000円
3. 85,000円
4. 90,000円

## (問題 2 2)

(設問E) 未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ジュニアNISAの非課税口座での2016年以降の年間投資上限金額は、120万円である。
2. ジュニアNISAの非課税口座は、口座開設者が20歳に達するまで株式等の払出し制限がある。
3. ジュニアNISAの非課税口座は、一人で複数の金融機関に同時に開設することができ、一定の手続きを行うことにより年単位で使用する口座を変更することができる。
4. ジュニアNISAの非課税口座は、口座開設の年の1月1日において20歳未満またはその年に出生した居住者等が開設することができる。



問9

所得税の所得控除に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<配偶者控除額（所得税）の早見表>

| 納税者の合計所得金額 | 900万円以下 | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|------------|---------|-------------------|---------------------|
| 控除対象配偶者    | 38万円    | 26万円              | 13万円                |
| 老人控除対象配偶者  | 48万円    | 32万円              | 16万円                |

<配偶者特別控除額（所得税）の早見表>

| 配偶者の<br>合計所得金額 | 納税者の<br>合計所得金額 | 900万円以下      | 900万円超<br>950万円以下 | 950万円超<br>1,000万円以下 |
|----------------|----------------|--------------|-------------------|---------------------|
|                |                | 38万円超 85万円以下 | 38万円              | 26万円                |
| 85万円超 90万円以下   | 36万円           | 24万円         | 12万円              |                     |
| 90万円超 95万円以下   | 31万円           | 21万円         | 11万円              |                     |
| 95万円超 100万円以下  | 26万円           | 18万円         | 9万円               |                     |
| 100万円超 105万円以下 | 21万円           | 14万円         | 7万円               |                     |
| 105万円超 110万円以下 | 16万円           | 11万円         | 6万円               |                     |
| 110万円超 115万円以下 | 11万円           | 8万円          | 4万円               |                     |
| 115万円超 120万円以下 | 6万円            | 4万円          | 2万円               |                     |
| 120万円超 123万円以下 | 3万円            | 2万円          | 1万円               |                     |

## (問題 2 3)

(設問A) 西里さんの家族構成および2018年分の収入等は以下のとおりである。この場合の西里さんの2018年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族は全員西里さんと同居し、生計を一にしている。

| 続柄 | 年齢  | 備考                                |
|----|-----|-----------------------------------|
| 本人 | 48歳 | 株式会社MBに勤務する会社員で、給与所得は年間850万円であった。 |
| 妻  | 47歳 | パート収入による給与所得は年間95万円であった。          |
| 長女 | 20歳 | 大学1年生で、アルバイトによる給与所得は年間6万円であった。    |
| 長男 | 15歳 | 中学3年生で、収入はない。                     |

- ・ 2018年12月末時点の現況とする。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

1. 132万円
2. 139万円
3. 152万円
4. 170万円

## (問題 2 4)

(設問B) 西里さんが、2018年中に(問題23)の給与所得のほかに以下の骨董品を売却したことによる収入が生じた場合、西里さんの2018年分の所得税に係る人的控除の金額として、正しいものはどれか。なお、家族構成等は(問題23)と同一とする。

<骨董品の売却の内容>

| 取得年月    | 譲渡年月    | 譲渡価額  | 取得費および譲渡費用 |
|---------|---------|-------|------------|
| 2016年5月 | 2018年9月 | 270万円 | 100万円      |

1. 132万円
2. 122万円
3. 112万円
4. 101万円

## (問題25)

(設問C) 近藤さんが2018年中に支払う医療費等が以下のとおりである場合、近藤さんの2018年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、2018年分の医療費控除の金額が最も多くなるように計算すること。

| 治療等を受けた者 | 内容        | 2018年中における支払金額 | 備考  |
|----------|-----------|----------------|---|
| 近藤さん     | 内科の治療費    | 10,000円        | 左記にはインフルエンザの予防接種代3,000円が含まれている。   |
|          | 薬局で購入した薬代 | 90,000円        | 左記のうち5万円は特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。  |
| 妻        | 外科の治療費    | 60,000円        | 足のケガをした際に病院に支払った治療費であり、加入している傷害保険から通院給付金3万円を受け取った。このほか、ケガで歩けず病院までのタクシー代2,000円を支払った。 |
| 長男       | 薬局で購入した薬代 | 44,000円        | 全額が特定一般用医薬品(スイッチOTC医薬品)に該当するものである。  |

- ・ 妻は近藤さんと同居し、生計を一にしている。
- ・ 長男は大学の通学のため他県に居住しているが、近藤さんと生計を一にしている。
- ・ 近藤さんは、2018年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組みとして一定の取組みを行っており、セルフメディケーション税制の適用要件を満たしている。
- ・ 近藤さんの2018年分の総所得金額等は650万円である。

1. 73,000円
2. 82,000円
3. 88,000円
4. 101,000円

## (問題 26)

(設問D) 個人事業主の羽田さん一家が2018年中に支払う社会保険料の金額等の内訳が次の表のとおりである場合、羽田さんの2018年分の所得税の計算上、確定申告により控除できる社会保険料控除の金額として、正しいものはどれか。

| 種類             | 金額       | 備考  |
|----------------|----------|---|
| 国民年金           | 191,970円 | 羽田さん本人分で羽田さんの銀行口座から口座振替されている。                                   |
| 国民年金           | 191,970円 | 妻(羽田さんの青色事業専従者)の分で妻の銀行口座から口座振替されている。                            |
| 国民年金           | 274,420円 | 長女の分で羽田さんが支払った。なお、昨年の未納分82,450円が含まれている。                         |
| 国民健康保険・介護保険    | 685,000円 | 羽田さん・妻・長女の分で、羽田さんの銀行口座から口座振替されている。                              |
| 介護保険・後期高齢者医療保険 | 110,000円 | 左記の金額のうち父の分90,200円は父の公的年金から徴収されており、残りの母の分は羽田さんの銀行口座から口座振替されている。 |

・ 羽田さんの家族は、羽田さん、妻、長女、父、母であり、全員羽田さんと同居かつ生計を一にしている。

1. 1,088,740円
2. 1,171,190円
3. 1,261,390円
4. 1,453,360円

## 問10

所得税における損益通算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題27)

(設問A) 辻さんの2018年分における所得の金額等が以下のとおりである場合、辻さんの2018年分の所得税の計算上、課税総所得金額として、正しいものはどれか。

| 所得の区分 | 金額   |       | 備考                     |
|-------|------|-------|------------------------|
| 事業所得  | 売上高  | 610万円 |                        |
|       | 必要経費 | 710万円 |                        |
| 不動産所得 | 収入金額 | 550万円 |                        |
|       | 必要経費 | 255万円 | 必要経費には、土地負債利子は含まれていない。 |
| 譲渡所得  | 収入金額 | 150万円 | 絵画の譲渡による金額である。         |
|       | 取得価額 | 280万円 |                        |

- ・ 辻さんの所得控除の金額は100万円である。
- ・ 辻さんは、事業所得について65万円の青色申告特別控除額の適用要件を満たしている。
- ・ 辻さんの不動産の貸付けは、事業的規模に該当しない。

1. 0円
2. 30万円
3. 85万円
4. 130万円

## (問題28)

(設問B) 長谷川さんの2018年分の各種所得の金額等が以下のとおりである場合、長谷川さんの2018年分の所得税の計算上、総所得金額として、正しいものはどれか。

| 所得の区分 | 金額     | 備考                 |
|-------|--------|--------------------|
| 事業所得  | ▲450万円 |                    |
| 不動産所得 | 390万円  |                    |
| 譲渡所得  | ▲20万円  | 営業用車両の譲渡による損失である。  |
| 一時所得  | 150万円  | 生命保険契約の解約による所得である。 |
| 雑所得   | ▲30万円  |                    |

1. 5万円
2. 20万円
3. 35万円
4. 70万円

## 問 1 1

所得税の住宅借入金等特別控除（以下「住宅ローン控除」という）に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## （問題 2 9）

（設問A）共働きの会社員である明石さんと妻の友紀さんは、2018年10月に新築マンションを購入した後、直ちに居住した。明石さん夫妻が購入したマンションおよび取得資金の内訳等が以下のとおりである場合、明石さん夫妻の2018年分の所得税の計算上、確定申告により受けられる住宅ローン控除の金額として、正しいものはどれか。

## ＜明石さん夫妻が購入したマンションの概要＞

床面積 82m<sup>2</sup>（すべて居住用である）

取得価額 4,600万円

※認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

※明石さん3/4、友紀さん1/4の共有名義で登記をしている。

## ＜取得資金の内訳＞

| 調達先等                | 金額（注1）  | 2018年の<br>年末借入金残高 | 返済期間 | 金利   | 債務者          | 備考   |
|---------------------|---------|-------------------|------|------|--------------|------|
| 自己資金                | 900万円   | —                 | —    | —    | —            | （注2） |
| 金融機関                | 2,800万円 | 2,780万円           | 25年  | 2.3% | 明石さん<br>友紀さん | （注3） |
| 明石さんの母              | 400万円   | 390万円             | 10年  | 1.2% | 明石さん         | （注4） |
| 明石さんの勤務先<br>からの社内融資 | 500万円   | 485万円             | 10年  | 0.5% | 明石さん         | （注5） |

（注1）金融機関、明石さんの母、明石さんの勤務先からの社内融資の金額は、当初借入額である。

（注2）自己資金の内訳は、明石さん450万円、友紀さん450万円である。

（注3）明石さんと友紀さんの連帯債務であり、登記割合に応じて返済している。

（注4）公正証書による金銭消費貸借契約を交わしており、契約どおりに返済されている。

（注5）明石さんは勤務先の役員ではない。

## ＜その他＞

- ・ 2018年分の年末調整後の所得税額は、明石さんが33万円、友紀さんが5万円である。
- ・ 住宅ローン控除の適用を受けるための要件はすべて満たしているものとする。

1. 278,000円
2. 307,000円
3. 326,500円
4. 365,500円

## 問 1 2

所得税の計算に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## &lt;所得税の速算表&gt;

| 課税される所得金額      |                | 税率  | 控除額        |
|----------------|----------------|-----|------------|
| 1,000円 から      | 1,949,000円 まで  | 5%  | 0円         |
| 1,950,000円 から  | 3,299,000円 まで  | 10% | 97,500円    |
| 3,300,000円 から  | 6,949,000円 まで  | 20% | 427,500円   |
| 6,950,000円 から  | 8,999,000円 まで  | 23% | 636,000円   |
| 9,000,000円 から  | 17,999,000円 まで | 33% | 1,536,000円 |
| 18,000,000円 から | 39,999,000円 まで | 40% | 2,796,000円 |
| 40,000,000円 以上 |                | 45% | 4,796,000円 |

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

## &lt;給与所得控除額の速算表&gt;

| 給与等の収入金額   |            | 給与所得控除額         |
|------------|------------|-----------------|
| 162.5万円 以下 |            | 65万円            |
| 162.5万円 超  | 180万円 以下   | 収入金額×40%        |
| 180万円 超    | 360万円 以下   | 収入金額×30%+ 18万円  |
| 360万円 超    | 660万円 以下   | 収入金額×20%+ 54万円  |
| 660万円 超    | 1,000万円 以下 | 収入金額×10%+ 120万円 |
| 1,000万円 超  |            | 220万円           |

## (問題30)

(設問A) 杉山さんの2017年分および2018年分の収入等の状況が以下のとおりである場合、2018年分の確定申告における所得税額として、正しいものはどれか。なお、杉山さんは2017年分および2018年分について白色申告を行っている。

## &lt;2017年分の収入等の状況&gt;

| 所得の区分 | 金額   |       | 備考               |
|-------|------|-------|------------------|
| 事業所得  | 売上高  | 140万円 | 災害による損失は含まれていない。 |
|       | 必要経費 | 250万円 |                  |

## &lt;2018年分の収入等の状況&gt;

| 所得の区分 | 金額   |         | 備考            |
|-------|------|---------|---------------|
| 事業所得  | 売上高  | 710万円   |               |
|       | 必要経費 | 350万円   |               |
| 譲渡所得  | 収入金額 | 3,600万円 | 別荘の売却による収入。   |
|       | 必要経費 | 3,800万円 | 取得費と譲渡費用の合計額。 |
| 雑所得   | 収入金額 | 20万円    | 公的年金の収入ではない。  |
|       | 必要経費 | 60万円    |               |

- ・ 杉山さんの所得控除の金額は100万円である。

1. 30,000円
2. 75,000円
3. 122,500円
4. 162,500円



## (問題31)

(設問B) 最上さんの2018年における所得等が以下のとおりであった場合、最上さんの2018年の所得税額として、正しいものはどれか。なお、上場株式等に係る課税譲渡所得の金額に対する税率は15%とする。

| 所得の区分 | 金額   |       | 備考                                |
|-------|------|-------|-----------------------------------|
| 給与所得  | 収入金額 | 150万円 |                                   |
| 事業所得  | 売上高  | 750万円 | 個人事業に係るものである。                     |
|       | 必要経費 | 820万円 |                                   |
| 譲渡所得  | 収入金額 | 280万円 | 上場株式の取引に係る所得で、証券会社の一般口座で取引を行っている。 |
|       | 取得費等 | 160万円 |                                   |
| 退職所得  | 収入金額 | 510万円 | 勤続年数は10年である。                      |

- ・ 障害者になったことに基因する退職ではなく、過去に退職金の支給を受けたことや役員として勤務した期間はない。また、「退職所得の受給に関する申告書」を適正に提出している。
- ・ 最上さんの所得控除の金額は60万円である。
- ・ 最上さんは、65万円の青色申告特別控除額の適用を受ける要件を満たしている。

1. 140,000円
2. 185,000円
3. 207,500円
4. 217,500円

## 問 1 3

所得税の申告に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題 3 2)

(設問A) 会社員の鶴見さんは、勤務先からの給与所得以外の所得はなく、勤務先で年末調整を受けていたため、これまで確定申告を行ったことはなかった。しかし、最近、2014年分の所得税において医療費控除の適用要件を満たしていたことを知った。鶴見さんの所得税に係る申告および更正の請求に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. すでに手続きの期限が経過しているため、所得税の還付を受けるための手続きを行うことはできない。
2. 更正の請求を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2015年1月1日から5年以内である。
3. 還付申告を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2015年1月1日から5年以内である。
4. 還付申告を行うことにより所得税の還付を受けることができるが、その期限は2015年3月15日から5年以内である。

## 問14

個人事業税および個人住民税（道府県民税と市町村民税のことをいう）に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## （問題33）

（設問A）山田さんは2017年12月に勤務先を退職し、退職金を元手に2018年7月から個人で喫茶店を営んでいる。山田さんの2018年分の所得税青色申告決算書（一般用）の内容が以下のとおりである場合、これに係る納付すべき個人事業税の金額として、正しいものはどれか。なお、売上（収入）金額は全額事業税の課税対象となるものである。また、山田さんが2018年中に事業を行った期間は6ヵ月間である。

## ＜事業所得に係る資料＞

| 科目             | 金額      |
|----------------|---------|
| 売上（収入）金額       | 1,025万円 |
| 必要経費           | 425万円   |
| 差引金額           | 600万円   |
| 青色事業専従者給与      | 240万円   |
| 青色申告特別控除前の所得金額 | 360万円   |
| 青色申告特別控除額      | 65万円    |
| 所得金額           | 295万円   |

1. 35,000円
2. 75,000円
3. 107,500円
4. 227,500円

## (問題 3 4)

(設問B) 村瀬さんの2018年度の住民税における所得控除等が以下のとおりである場合、村瀬さんの2018年度の住民税に係る所得控除額の合計額として、正しいものはどれか。

<村瀬さんと生計を一にする親族の状況>

| 続柄 | 年齢  | 職業  | 2017年中の収入の状況 |
|----|-----|-----|--------------|
| 本人 | 52歳 | 会社員 | 給与所得 720万円   |
| 妻  | 48歳 | パート | 給与所得 200万円   |
| 長男 | 20歳 | 大学生 | アルバイト収入 30万円 |
| 長女 | 18歳 | 高校生 | 収入なし         |
| 父  | 77歳 | 無職  | 公的年金収入 110万円 |

- ・ 村瀬さんは妻、長男、長女、父と同居し、同一生計である。
- ・ 人的控除以外の住民税の所得控除額は190万円である。
- ・ 2017年12月末時点の現況である。
- ・ 障害者や特別障害者に該当する者はいない。

<住民税の人的控除額 (一部抜粋)>

|      | 区分      | 控除額  |
|------|---------|------|
| 扶養控除 | 一般の扶養親族 | 33万円 |
|      | 特定扶養親族  | 45万円 |
|      | 老人扶養親族  | 38万円 |
|      | 同居老親等   | 45万円 |

1. 301万円
2. 313万円
3. 339万円
4. 346万円

## 問15

安藤さんは個人で中古家具販売業を営んでいますが、数年前から売上が伸び始め、今後も堅調な業績推移が予想されることから、法人成りを検討することにしました。法人成りに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題35)

(設問A) 法人成り後、代表取締役役に就任する予定の安藤さんは、設立した法人から役員給与の支給を受けることになる。法人税における役員給与に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 1ヵ月以下の一定の期間ごとに支給される給与で、各支給時期における支給額が同額であるものは定期同額給与に該当する。
2. 定期同額給与は、事業年度開始の日から一定の期間内に每期継続して開催される定時株主総会等において支給額を改定することができる。
3. 定期同額給与に該当する役員給与であっても、その支給額が不相当に高額である場合、その不相当に高額である部分の金額は、損金不算入となる。
4. 法人が役員に対して支給する退職給与以外の役員給与のうち、賞与のような臨時に支給するものについては、損金に算入することが一切認められていない。

## (問題36)

(設問B) 安藤さんは、法人の設立事業年度から以下のとおり法人税等に関する処理を行う予定である。この場合において税務署に提出しなければならない税務上の届出書または申請書（以下「届出書等」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- ・ 法人税の確定申告は青色申告により行う。
- ・ 生計を一にする妻（税務上の役員に該当しない）は同社で勤務する予定であり、妻に適正な金額の給与を支給して損金に算入する。
- ・ 法人で使用する照明設備（建物附属設備）については、定額法により減価償却限度額を計算する。

1. 設立の日以後2ヵ月を経過した日と設立の日の属する事業年度終了の日とのうち、いずれか早い日の前日までに「青色申告の承認申請書」を提出しなければならない。
2. 代表取締役と生計を一にする親族へ支給した給与を損金に算入する場合、その支給開始日から2ヵ月以内に「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しなければならない。
3. 法人において給与の支払いをする場合には、その支払事務を取り扱う事務所等を開設した日から1ヵ月以内に、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出しなければならない。
4. 店舗の照明設備（建物附属設備）について、設立事業年度から定額法で償却限度額の計算を行う場合、設立事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出しなければならない。

## (問題 37)

(設問C) 法人税法上の役員に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

法人税法上の役員のうち、いわゆる「みなし役員」と呼ばれる者は、相談役・顧問などでその法人内における地位・職務等からみて、取締役その他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者、および、同族会社の使用人のうち、下記に掲げる持株割合要件のすべてを満たす者で、その会社の経営に従事している者をいう。

- ① その使用人が、単独で持株割合が(ア)を超える株主グループに属している。または、第1順位と第2順位の合計で初めて持株割合(ア)を超える場合にどちらかの株主グループに属している。もしくは、第1順位から第3順位までの合計で初めて持株割合(ア)を超える場合にいずれかの株主グループに属している。
- ② その使用人が属する株主グループの持株割合が(イ)超である。
- ③ その使用人とその使用人の配偶者等の持株割合が(ウ)超である。

1. (ア) 50% (イ) 25% (ウ) 3%
2. (ア) 50% (イ) 10% (ウ) 5%
3. (ア) 75% (イ) 25% (ウ) 5%
4. (ア) 75% (イ) 10% (ウ) 3%

## 問16

役員と法人の取引に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題38)

(設問A) 株式会社QAの取締役である湯本さんは、2018年中に個人所有の土地をQA社に譲渡した。土地の譲渡等に関する資料等が以下のとおりである場合、湯本さんの2018年分の所得税の計算上、この土地に係る譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。なお、これらの土地は湯本さんの居住の用に供されたことはない。

## &lt;土地の取得に関する資料&gt;

- ・ 取得年月 1983年6月
- ・ 取得費 3,000万円

## &lt;土地の譲渡に関する資料&gt;

- ・ 譲渡年月 2018年8月
- ・ 譲渡価額 5,000万円
- ・ 譲渡時の時価 13,000万円
- ・ 譲渡費用 500万円

1. 1,500万円
2. 3,000万円
3. 7,500万円
4. 9,500万円

## (問題39)

(設問B) 株式会社QDは、所有する時価600万円(帳簿価額400万円)の美術品をQD社の代表取締役である三上さんに120万円で譲渡した。この場合におけるQD社の法人税法上の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 譲渡した美術品の帳簿価額の2分の1相当額の200万円と譲渡価額120万円の差額80万円が三上さんに対する役員給与となる。
2. 譲渡した美術品の時価600万円の2分の1相当額の300万円と譲渡価額120万円の差額180万円が三上さんに対する役員給与となる。
3. 譲渡した美術品の時価600万円と譲渡価額120万円の差額480万円が三上さんに対する役員給与となる。
4. 譲渡した美術品の帳簿価額400万円と譲渡価額120万円の差額280万円が三上さんに対する役員給与となる。





## 問17

株式会社S Lは、卸売業を営んでいる期末資本金の額が1,000万円の法人であり、期中における増減資はなく、株主がすべて個人の1年決算法人です。法人税に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、S L社は、設立以来継続して青色申告による確定申告書を期限内に提出しています。また、解答に当たっては、当期の課税所得の金額が最も少なくなるように計算するものとし、消費税については考慮する必要はありません。

## 【資料】

当期（2017年7月1日～2018年6月30日）のS L社の決算に関し、注意すべき事項は以下のとおりである。

## ＜売上に関する事項＞

○当期において損益計算書上の売上に計上した金額 540,000千円

○このほか、売上に関して留意すべき事項

- ・ 得意先G Aに仕入先から2018年6月29日に直接出荷され、G A社に2018年7月2日に到着した商品の売上代金が1,500千円あり、翌期の売上に計上する予定である。
- ・ 得意先G Bに、G B社指定伝票により前月16日から当月15日までに出荷した金額を売上請求金額として提出している。なお、請求書発行後から期末までに出荷された商品の売上金額が800千円あり、翌期の売上に計上する予定である。
- ・ 得意先G Cより2018年6月28日に注文を受けた商品の売上が2,000千円ある。なお、この商品は2018年7月2日に出荷されており、翌期の売上に計上する予定である。

※S L社は売上の計上について以前より継続して出荷基準を採用している。

## ＜接待交際費に関する事項＞

- ・ 得意先への見本品の贈答費用（通常要する費用である） 2,240千円
- ・ 取引先の役員を旅行に招待した費用 1,260千円
- ・ 得意先関係者10名をゴルフに招待した際に支出したプレー代等 158千円
- ・ 得意先との打合せ後に行われた懇親会で支出した飲食費の額 196千円  
（一次会の費用36千円と二次会の費用160千円の合計であり、参加人数はそれぞれ8人である。なお、一次会と二次会はそれぞれ単独で行われたと認められる）
- ・ 当社の商品展示会に得意先の役員を招待した交通費、宿泊費等の費用 880千円  
（通常要する費用である）
- ・ その他税務上交際費と認められる金額 7,000千円  
（接待飲食費に該当するものは含まれていない）

※飲食に要した費用に係る必要書類は適正に保存されている。

## ＜寄附金に関する事項＞

当期に支出した1,000千円は、学術研究の経費のために国立大学に寄附したものである。

<旅費交通費に関する事項>

代表取締役社長の海外渡航に際して旅費として1,200千円を計上し、これを旅費交通費として当期の費用に計上している。そのうち、業務の遂行上必要と認められ、かつ渡航のために通常必要と認められる部分の金額は800千円である。

<会費に関する事項>

健康増進のためスポーツクラブに法人会員として入会し、入会金180千円を一時金で支払い、諸会費として計上した。このスポーツクラブは代表取締役社長のみが使用できるものである。

<減価償却費に関する事項>

| 計上科目  | 種類     | 取得価額     | 当期償却費   | 法定耐用年数 | 事業供用日      |
|-------|--------|----------|---------|--------|------------|
| 建物    | 事務所用建物 | 27,000千円 | 2,000千円 | 22年    | 2013年7月1日  |
| 構築物   | 駐車場舗装  | 600千円    | 200千円   | 10年    | 2017年10月3日 |
| 車両運搬具 | 車両     | 1,500千円  | 500千円   | 6年     | 2017年11月5日 |

[留意点]

事務所建物で雨漏りが発生したため補修を行い、2017年9月10日に補修工事が終了した。補修費として1,800千円を支出しているが、SL社はこれを修繕費として当期の費用に計上している。なお、この支出額は、毀損した固定資産の原状回復を行うための支出である。

[償却率等]

| 耐用年数 | 定額法   | 定率法   | 改定償却率 | 保証率     |
|------|-------|-------|-------|---------|
| 6年   | 0.167 | 0.333 | 0.334 | 0.09911 |
| 10年  | 0.100 | 0.200 | 0.250 | 0.06552 |
| 22年  | 0.046 | 0.091 | 0.100 | 0.03182 |

<貸倒損失に関する事項>

| 取引先名 | 貸倒損失の金額 | 備考   |
|------|---------|--|
| GD社  | 2,000千円 | GD社に対し貸付金3,000千円を有しているが、同社の資産状況および支払い能力からみて2,000千円は回収が困難であると認められる。そのため、貸付金2,000千円を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。  |
| GE社  | 1,200千円 | 継続的な取引先であるGE社に対し貸付金1,200千円を有しているが、経営状況が悪化し債務超過状態が数年間継続しており、貸付金の弁済を受けることが困難であると認められる。そのため、当期に貸付金1,200千円を免除する旨を書面により通知し、全額を貸倒損失として損金経理した。なお、同社から担保物の提供は受けていない。 |
| GF社  | 1,500千円 | 当期中に取引先GF社に対して民事再生法による再生計画認可の決定が行われ、同社に対して有している受取手形1,600千円と売掛金900千円の合計2,500千円のうち、60%が切り捨てられることになったため、1,500千円を貸倒損失として損金経理した。                                  |

**(問題 4 0)**

(設問A) 当期の法人税額の計算上、売上計上もれとして加算調整すべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,300千円
3. 2,800千円
4. 4,300千円

**(問題 4 1)**

(設問B) 当期の法人税額の計算上、交際費等に係る損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 578千円
2. 614千円
3. 1,458千円
4. 3,698千円

**(問題 4 2)**

(設問C) 当期の法人税額の計算上、役員に対する給与(報酬・賞与)のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 400千円
2. 580千円
3. 1,580千円
4. 2,380千円

**(問題 4 3)**

(設問D) 当期の法人税額の計算上、減価償却費に計上した金額のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。なお、S L社は減価償却方法についての届出は行っていないものとし、特別償却は考慮しないものとする。

1. 1,035千円
2. 1,080千円
3. 1,246千円
4. 2,811千円

## (問題 4 4)

(設問 E) 当期の法人税額の計算上、貸倒損失のうち、損金不算入とすべき金額として、正しいものはどれか。

1. 1,500千円
2. 2,000千円
3. 3,200千円
4. 4,700千円

## (問題 4 5)

(設問 F) S L社の同業他社である株式会社 T T (資本金 1,000万円) の課税所得の推移が以下のとおりである場合、T T社が第 1 2期において控除できる繰越欠損金額として、正しいものはどれか。なお、T T社は設立以来、株主がすべて個人の 1年決算法人であり、継続して法人税の青色申告による確定申告書を期限内に提出しており、欠損金の繰戻還付の適用は受けていないものとする。

| 決算期    | 事業年度                 | 繰越控除前の課税所得金額 |
|--------|----------------------|--------------|
| 第 1 期  | 2006年5月1日～2007年4月30日 | ▲4,800,000円  |
| 第 2 期  | 2007年5月1日～2008年4月30日 | ▲1,200,000円  |
| 第 3 期  | 2008年5月1日～2009年4月30日 | 800,000円     |
| 第 4 期  | 2009年5月1日～2010年4月30日 | 400,000円     |
| 第 5 期  | 2010年5月1日～2011年4月30日 | 1,600,000円   |
| 第 6 期  | 2011年5月1日～2012年4月30日 | 600,000円     |
| 第 7 期  | 2012年5月1日～2013年4月30日 | 200,000円     |
| 第 8 期  | 2013年5月1日～2014年4月30日 | ▲1,900,000円  |
| 第 9 期  | 2014年5月1日～2015年4月30日 | 300,000円     |
| 第 10 期 | 2015年5月1日～2016年4月30日 | 500,000円     |
| 第 11 期 | 2016年5月1日～2017年4月30日 | 1,300,000円   |
| 第 12 期 | 2017年5月1日～2018年4月30日 | 3,500,000円   |

1. 100,000円
2. 1,000,000円
3. 1,800,000円
4. 2,200,000円

## 問18

法人が契約した生命保険に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題46)

(設問A) 法人が契約した生命保険の保険料支払時における法人税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、いずれの場合においても保険料は特約保険料を含まない主契約のみの保険料であり、支払い方法は月払いとする。

1. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする長期平準定期保険は、その保険料の全額が法人の資産として計上される。
2. 役員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする終身保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。
3. 従業員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を被保険者の遺族、満期保険金の受取人を法人とする養老保険は、その保険料の全額が法人の資産として計上される。
4. 従業員全員を被保険者とし、死亡保険金の受取人を法人とする定期保険は、その保険料の全額が法人の損金となる。

## (問題 47)

(設問B) 株式会社SMの代表取締役を務めていた青山さんは、2018年3月31日にSM社の代表取締役を退任した。SM社が以下のような生命保険の解約返戻金の受領および退職金の支給を行った場合に、SM社の当事業年度(2017年7月1日から2018年6月30日まで)の法人税における所得金額の計算上、増加または減少する金額として、正しいものはどれか。

## &lt; SM社の生命保険契約に関する事項 &gt;

- |                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ① SM社が受け取った青山さんを被保険者とする生命保険の解約返戻金 | 5,000万円 |
| ② SM社の保険金受取時の貸借対照表上の保険積立金         | 6,000万円 |
- ・ この金額のうち4,000万円が①の生命保険に該当するものである。

## &lt; 退職金に関する資料 &gt;

- |                      |         |
|----------------------|---------|
| ○ SM社が青山さんに支給した退職一時金 | 7,000万円 |
|----------------------|---------|
- ・ 2018年4月に臨時株主総会が開催され、退職金の額が適法に決定されたが、SM社の資金繰りの都合上、2018年7月に支給され、当事業年度の決算においては未払金として計上された。
  - ・ 青山さんの退職金は税務上適正額と認められる金額である。
  - ・ 青山さんは、代表取締役の退任後、会社の経営には一切携わっておらず役員報酬も受け取っていない。

1. 5,000万円増加する。
2. 1,000万円増加する。
3. 6,000万円減少する。
4. 8,000万円減少する。

## 問19

消費税に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、「消費税」とは、国税である消費税および地方消費税のことをいいます。また、解答に当たっては課税期間の納税額が最も少なくなる方法によるものとします。

## (問題48)

(設問A) 株式会社KTの第12期の損益等の状況が以下のとおりである場合、当期の消費税の年税額として、正しいものはどれか。

<損益等の状況 第12期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)>

|    | 項目          | 金額(税込み)  | 左記に含まれる消費税額 | 備考  |                            |
|----|-------------|----------|-------------|---|----------------------------|
| 収益 | 売上高         | 86,400千円 | 6,400千円     | 商品の売上で、売上高全額が課税売上に該当する。                       |                            |
|    | 雑収入         | 20,000千円 | —           | 土地の貸付けによる収入で、すべて非課税売上に該当する。                   |                            |
| 費用 | 仕入高         | 43,200千円 | 3,200千円     | 左記の消費税は「課税売上のみに対応」する。                         | 控除対象仕入税額の計算は「個別対応方式」を採用する。 |
|    | 販売費および一般管理費 | 27,000千円 | 2,000千円     | 左記の消費税は「課税売上と非課税売上の両方に共通」する。                  |                            |
|    |             | 18,900千円 | —           | 給与、法定福利費、保険料、減価償却費、租税公課の合計金額であり、消費税の課税対象外である。 |                            |

- ・ 第12期の基準期間における課税売上高は90,000千円である。
- ・ KT社(1年決算法人)の消費税の課税期間は1年であり、設立以来、継続して課税事業者である。また、当期および翌期においても課税事業者該当する。
- ・ KT社は、消費税の控除対象仕入税額の計算方式は、設立以来、「一括比例配分方式」を選択していない。
- ・ KT社は、消費税の計算に関して、適切な記帳および書類の保存を行っている。
- ・ 課税売上割合について、著しい変動はないものとする。
- ・ 上記に記載されたもの以外に、課税売上および課税仕入に該当する取引はない。

1. 1,200千円
2. 1,600千円
3. 2,240千円
4. 3,200千円





## 問20

以下のQC株式会社（毎期3月末日を期末日とする1年決算会社）の財務諸表に基づき、以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、問題の性質上、財務諸表の一部を空欄にしています。

貸借対照表 (単位：百万円)

| 勘定科目   | 当期      | 勘定科目     | 当期    |
|--------|---------|----------|-------|
| [資産の部] |         | [負債の部]   |       |
| 現金預金   | ( )     | 買掛金      | 360   |
| 商品     | ( (ア) ) | 短期借入金    | 300   |
| 流動資産合計 | 550     | 流動負債合計   | 660   |
| 建物     | 200     | 長期借入金    | 590   |
| 什器備品   | 50      | 固定負債合計   | 590   |
| 土地     | 1,000   | 負債合計     | 1,250 |
| 固定資産合計 | 1,250   | [純資産の部]  |       |
|        |         | 資本金      | 300   |
|        |         | 利益剰余金    | 250   |
|        |         | 純資産合計    | 550   |
| 資産合計   | 1,800   | 負債・純資産合計 | 1,800 |

損益計算書 (単位：百万円)

| 勘定科目        | 前期          | 当期      |
|-------------|-------------|---------|
| 売上高         | 2,800       | 3,000   |
| 売上原価        |             |         |
| 期首商品棚卸高     | 180         | ( )     |
| 当期商品仕入高     | 1,832       | 1,990   |
| 計           | 2,012       | 2,140   |
| 期末商品棚卸高     | ( ) ( (イ) ) | 200 ( ) |
| 売上総利益       | ( )         | ( )     |
| 販売費および一般管理費 | 658         | 700     |
| 営業利益        | 280         | 360     |

## (問題49)

(設問A) 財務諸表の空欄 (ア)、(イ) にあてはまる数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。

1. (ア) 150 (イ) 1,862
2. (ア) 150 (イ) 2,162
3. (ア) 200 (イ) 1,862
4. (ア) 200 (イ) 2,162

(問題50)

(設問B) Q C社の財務諸表から読み取れる次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 売上高営業利益率は、前期に比べて上昇している。
2. 固定長期適合率は、100%を超えている。
3. 流動比率は、100%を超えている。
4. 自己資本比率は、30%を超えている。